【独自基準の条番号一覧表】

		①養護老人ホーム	②特別養護老人ホーム	③居宅サービス	④介護予防サービス	5介護老人福祉施設	⑥介護老人保健施設	⑦介護療養型医療施設	⑧地域密着型サービス	9地域密着型介護予防サービス	⑩軽費老人ホーム
(1) 高齢者の尊 厳の保持	ア 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を 義務付け	16-6	15-6 36-8	155-6 174-8 194-6 209-8 226-6	137–3 178–3 212–3	16-6 48-8	16-6 47-8	17-6 48-8	93 118-7 139-6 159-6 184-8 199	54-3 79-3	17-5
	イ 訪問サービスの「基本取扱方針」に「利用者の人格を尊重し」の 文言を追加			23 71 84	40 76 86				24 51		
(2) 事業の適正 な実施の確 保	ア 訪問サービスの「サービス提供 責任者の責務」に訪問介護員等の	24-2	26-2	29-3	26-3	33-2	33-2	32-2	173-2		26-2
	まん延の防止のための検討委員 会の検討結果について、全職員に 対して周知	ZT Z	20 2			00 2	33 2	32 2	170 2		20 2
	ウ「記録の整備」の保存記録項目を 一部追加するとともに、保存年限 を一部延長			42-3 58-3 78-3 88-3 97-3 112-3 130-3 145-3 167-3 203-3 236-3 247-3 262-3 275-3	39-3 56-3 74-3 84-3 107-3 123-3 142-3 181-3 217-3 234-3 248-3 262-3	43-3	42-3	41-3	43-3 59-3 80-3 108-3 128-3 149-3 178-3 203-3	41-3 65-3 86-3	
(3) 地域の支援 体制の構築	的な活動等との連携及び協力を行 う等の地域との交流を図ること」を 追加			39-1	36-1				40-3 58-1		
	イ 施設サービスの「基本方針」、居 宅サービス及び地域密着型サービ スの「一般原則」に連携先として 「地域包括支援センター」を追加	2-3	2-4 33-2	3-2	3-2	4-3 45-2	3-3 44-2	3-3 43-2	3-2 152-3 181-2	3-2	2-3 附 5
	ウ 養護老人ホーム及び軽費老人 ホームにおいて、レクリエーション 行事のほか「地域との交流行事」 を行うことを追加	18-9									19-6
(4) 介護福祉基 盤の整備促 進			10-4 44-4			6-1			154-1		
	イ 養護老人ホームの廊下及び階 段に手すりの設置を義務付け	11-5		151.0	100.0						
	ウ 短期入所生活介護事業所の廊 下幅の緩和			151-8 171-8	133-8 154-8						